



Title	『合類節用集』の編纂をめぐって：『字彙』からの引用を中心に
Author(s)	米谷, 隆史
Citation	語文. 1992, 59, p. 45-53
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68850
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『合類節用集』の編纂をめぐつて

——『字彙』からの引用を中心にして——

米 谷 隆 史

一 はじめに

『易林本節用集』の版行以後、しばらくは内容の上で目立った

増補改編が行われなかつた近世の節用集諸本であるが、寛文、延宝年間頃から「節用集改訂の機運漸く動き」新たな特徴を備えた節用集が版行されるようになる。本稿でとりあげる『合類節用集』（別名『字林拾葉』延宝八年刊）もその中の一本である。

『合類節用集』の編纂をめぐつては、影印本の解題（小林祥次郎氏執筆、以下「解題」と略記する）以外にも、「国語学研究事典」の『合類節用集』の項、「多識編」や「文選」からの引用態度について言及した柏原司郎氏の論考、「遊仙窟」からの引用態度について言及した前田富祺氏、平井秀文氏の論考がある。これらの指摘によつて、編纂資料としてはおおむね当時の版本の類が参照されていることや、引用に際して、出典の誤刻をそのままに受け継ぐことのある一方で、時には語形の改変や注文の取捨選択も行われていることなどが明らかになつてゐる。本稿では、それらの指摘を受け、主に『字彙』から引用された語や注文について

考察を行いつつ、『合類節用集』における増補改編のあり方や出典として示される書と実際の編纂資料との関係の一端を述べようと考えてゐる。

二 『字彙』からの引用方法の検討

『合類節用集』には、漢籍、和書、仏典あわせて七十種程度の書が出典として示されている。このうち字書として引用が見られるのは漢籍の『字彙』（八十二箇所）、『海篇』（七箇所）、『玉篇』（一箇所）、『大広益会玉篇』と思われる、『說文』（一箇所）のみであり、国内で成立した字書からの引用は少くとも出典注記からは確認できない。出典注記から見るかぎり、『字彙』が最も多く参照された字書ということになる。

『合類節用集』において『字彙』からの引用を示す出典注記が明示されている箇所には、全て何らかの注文が引用されている。つまり、次のような体裁となつてゐるのである（以下、各書の割合書部分は「」に、出典注記は「」に入れて示す）。

見出語〔注文〔字彙〕〕

(ただし、注文と出典注記の位置が交替している例、注文と出典注記が複数見られる例もある)

見出語と注文、出典注記の関係には次の二通りがある。

(1) 注文のみを出典注記に示す書に拠っている

(2) 見出語、注文ともに出典注記に示す書に拠っている

以下、(1)、(2)の分類に対応するように挙例し、検討を加えていくこととする。

なお、挙例の際、異体字については本文の理解に支障がない限りにおいて多くは現行の字体に改めた。また、各書の注文は前後を適宜略して引用したところがある。音・訓合符は省略した。

(1) 注文のみを「字彙」に拠っている例

① **偏鬟** 「在」^二「文選」^一「字彙」^二「曰鬟」^ハ「在」^中「左右異」^{ニス}「色」^ヲ

合類卷六 8丁才

② **偏鬟** 「……『國語』申生衣『偏鬟』之衣『裝』^ハ「在」^中「左右異」^{ニス}「色」^ヲ故「曰『偏鬟』」

文選卷六 31丁才
合類卷六 8丁才

③ **偏鬟** 「……『海篇』^{〔古文〕注』^一「字彙」^二「簪」^ハ「以手出」^ス也「汁」^ヲ也^{〔玉篇〕又}}

字彙辰集 45丁才
合類卷八 111丁ウ

擊（音毀）

糟醸〔古文〕注「在」^{〔古文〕注}「字彙」^二「簪」^ハ「以手出」^ス也「汁」^ヲ也^{〔玉篇〕又}

字彙未集 33丁ウ

糟醸〔古文〕注「皆酒」^{ノクス}也「以水」^ヲ「糟」^ヲ「醸」^ト
作^セ擠^{シテ}「古文真宝後集」^{〔古文〕注}「漁父辭」割注部分
上卷 8丁ウ

字彙辰集 45丁才
合類卷八 111丁ウ

海篇卷九身體門 16丁才

海篇卷九身體門 16丁才

海篇卷九身體門 16丁才

①②③は見出語の出典が明示されている例である。②は、「字彙」から引用されている注文が「和名類聚抄」所引の「四聲字苑」の注文とほとんど変わらない点が注目される。「和名類聚抄」から見出語引用と「字彙」からの注文引用は連続して行われなかつたということであろうか。③は、「玉篇」の注文も共に引用され、同訓異字の「擊」には「字彙」ではなく「海篇」の注文が引用されている。「海篇」が参照されている理由については後述する。

「合類節用集」には節用集からの引用を示す出典注記は見られないものの、序に見られる「夫節用集」之「行」于世「夫人資」之「以」爲「日用」之便「者」不「少」矣然「又」往々「恨」事不「博」字不「多」臨「而闕如」者」の記述から判断すると、編纂者が當時流布していた節用集を参照していたことは間違いない。したがって、それら

の節用集の所収語が『合類節用集』の見出語となつている場合は①～③の例に準じて考へることができるものと思われる。もつとも、増補改編の著しい『合類節用集』の場合、編纂者が参照した節用集がどのような本であつたかを特定するのは困難である。本稿ではとりあえず『易林本節用集』の所収語を当時流布していた節用集の所収語と想定し、適宜他の真草二行本の所収語を参考とすることとした。⁽¹⁵⁾

④ 家〔居也〕 宅〔釋名者擇也揀擇吉處而營之也〕
舍〔說文市居曰一〕 屋〔字彙黃屋車蓋也〕 室〔釋名一實也人物實滿其中也又事文續集以下略〕

家〔……居也又婦謂夫爲家以下略〕

合類卷一 38丁才

宅〔……居也屋也釋名者擇也揀擇吉處而營之也〕
也〔以下略〕
舍〔……屋也說文市居曰舍以下略〕
字彙寅集 6丁才

屋〔……舍也居也具也止也又黃屋車蓋也以下略〕
字彙寅集 14丁才

室〔……房也釋名室實也人物實滿其ノ中也以下
略〕
字彙寅集 5丁才

『易林本節用集』伊の乾坤に「家宅舍屋」とある。「室」

以外の四文字が見られるわけであり、密接な関係が窺われる。

『合類節用集』の注文は、同訓異字の関係にある五文字の使い分けを示したものといえる。『合類節用集』の出典注記に従う

と『字彙』から引用したのは「屋」の注文のみということになる。しかし、実際は、その他の四文字の注文も全て『字彙』の各文字の項の注文に含まれていることがわかる。「室」に「イエ」の訓を当てるとは何によつているか不明であるが、それぞれの注文は、編纂者が各文字について『字彙』を検索して参考照し、引用したものと考へて良いと思われる。もちろん、『釋名』と『說文』を実際に参照したものと考へることもできる。しかし、『釋名』の唯一の和刻本と思われる「明暦二年刊本」によつて、「宅」の引用該当部分を確認すると、
宅擇也擇吉處而營之也

釋名卷五 7丁才

となつており、『合類節用集』及び『字彙』では、「揀擇」となつてゐる部分が、『釋名』では「擇」一字のみであつて一致しない。また、先にも述べた通り、『說文』からの引用を示し出典注記はこの箇所に見られるのみであつて、編纂者が『說文』を参照することは実際には全くなかつたのではないかとも考えられるのである。

⑤ 廐〔又作菴字彙圓屋一曰草舍〕 廐〔在野曰一
田中屋也〕

合類卷一 38丁才

庵〔……圓屋一曰草舍○王氏曰古作菴隋唐以來作
菴〕

字彙寅集 38丁才

庵〔……寄也舍也中略……漢志在野曰廬田中屋也又

字彙寅集 38丁才

庵〔……圓屋一曰

倚廬、喪舍也……以下略】

吉〔……激質、切由入声善也利也……以下略〕

字彙丑集2丁ウ

『易林本節用集』伊の乾坤に「龜〔庵同〕廬」とある。この

例も「字彙」を引用したこと注するのは一方のみである。しかし、出典注記の施されていない「廬」の注文も、「字彙」の

「廬」の項の注文に含まれている。また、「字彙」の注文の中に見られる「倚廬」は、「合類節用集」に「字彙」から引用された注文とともに掲載されている。

⑥倚廬〔^イ字彙〕——喪舍也)

合類卷一38丁オ

編纂者が「字彙」の「廬」の項を参照したことは確かである。したがって、「合類節用集」の「廬」の注文も「字彙」から引用と思われるるのである。

編纂資料との関わりが明確でない場合でも見出語が先に存在したものと見做すことができる例もある。「合類節用集」卷七疑字部は、字体の類似した文字を連ね、それぞれに反切と簡単な注文を施すという体裁をとっている。「易林本節用集」における「分毫字様」所収二百四十八字や「疑證」所収百七十三字に相似した面を持つものであり、両書に共通して掲出されている文字も七十二文字ある（うち、左訓まで一致しているのは二十九字である）。疑字部には「字彙」からの引用を示す出典注記が一箇所見られる。

⑦吉〔激質、切由入聲善也〕 吉〔^カ海篇〕音怯田——^カ字彙〕
作吉〔音光憐帳、之象〕

字彙寅集40丁オ

青〔……區羊、切音羌憐帳、象……以下略〕

字彙丑集23丁オ

吉〔^カ音怯田——也〕

海篇卷八身體門14丁オ

「吉」の文字について示した通り、疑字部は、反切の全てと「海篇」からの引用を示す出典注記に伴っている注文以外のほとんどを「字彙」によつている。「吉」は、すぐ上に位置する「吉」との対比によって掲出された文字であろうが、「字彙」には収められてない。したがって、「字彙」からは「青」の項の注文を引用し、「吉」については「海篇」を参照して引用したものと思われる。「字彙」からの引用を示す出典注記は、「海篇」からの引用と区別すべき箇所にのみ施したのであろう。このような形になるためには見出として掲出すべき文字が先に存在している必要がある。

なお、「海篇」は、既に示した「吉」、「擊」の他に「秉」（卷一20丁ウ、卷七5丁ウ）、「軒」（卷三47丁ウ）、「牋」（卷八53丁ウ）、「牋」（卷八97丁ウ）に引用がみられる。これらの文字は全て「字彙」には収められていない。したがって、「吉」の場合と同じ手順で「海篇」が参考されたものと思われる。⁽¹⁵⁾先行の節用集でこれららの語の有無を確認すると、「易林本節用集」に見られるのは「牋」のみである。寛文五年刊の真草二行節用集には他に「秉」、「牋」が見られ、「易林本節用集」よりも一致度が高くなっている（寛文五年刊本にはさらに「擊」が見られる）。

合類卷七3丁オ

(2) 見出語、注文ともに「字彙」に扱っている例

⑧ 潮頭 [海中、大波亦曰「——」ト「字彙」在「濤字注」]

濤 [……海中、大波亦曰「潮頭」ト「以卜略」]

歸墟 [無、底之谷名曰「——」ト「字彙」]

合類卷一 16丁ウ
字彙已集 25丁オ

合類卷一 18丁ウ
字彙寅集 36丁オ

底 [……下也「列子」無底、之谷名曰「歸墟」ト「以下略」]

后土 [謂「社」為「——」ト「字彙」]

合類卷一 44丁オ

社 [……共工氏有子曰「句龍」為「后土」能「平」水土、故「祀」_テ、以爲「社」_テ「后土」官、名故「世人謂」_テ「為」_ヲ「后土」ト「以下略」]

字彙午集 51丁オ

略

⑧～⑩は、編纂者が見出語の文字(⑧であれば、「潮」と「頭」)の項を「字彙」で参照しても見出語についての注文を得ることができない例である。このよくなな例は三例だけではあるが、見出語とそれについての注文を同時に引用してきた確例といえよう。ここで⑥の「倚廬」についても述べれば、「倚廬」の場合、見出語が先にあって、見出語の文字である「廬」の項を「字彙」で参照して注文を施したものとも、同訓異字「庵」との使い分けを知るために「廬」を参照した際に見出語と注文を同時に引て掲出したものとも考えられるということになる。

⑪ 蕈星 [又曰「掃帚星」、「櫻槍」、「約」並「見」「字彙」又「神代卷」抄]

彗星

又曰「無津蠶星」

又曰「爾雅」彗星、「櫻槍」

合類卷一 5丁オ

櫻槍 [……又櫻槍、彗星也俗云「掃帚星」]

櫻槍

「……櫻槍、彗星」

合類卷一 38丁オ
字彙辰集 45丁ウ
字彙寅集 38丁オ
字彙辰集 30丁オ
字彙子集 11丁オ

見出語は、「易林本節用集」波の乾坤に「彗星」と見られる。したがつて、(2)の条件にそのままかなう例とはいえない。注文中の三語は「彗星」の異名であり、見出語に準ずるものと考えられる。このうち「掃帚星」が「彗星」の異名であることは「字彙」の「掃」「帚」「星」の項には示されていないことから、「掃帚星」は「字彙」の「櫻」の項から引用されたものであろう。「掃帚星」は他の二語とともに最終的に見出語とはならなかつたもので、①～⑩の例で示した見出語と注文の関係とは趣を異にする結果になつてゐる。なお、「見「字彙」」といふ出典・注記のあり方から考へると、「櫻槍」「約」の二語もあるいは他の編纂資料とは関係なく、「字彙」から引用されたものと考えられるかもしれない。注文の形になつてはいるが、見出語に準ずるものが「字彙」から引用されている例としてここに

示した。

以上、(1) (2) それぞれについて確例と思われるものを中
心に考察を加えてきた(ここでは一部を挙げたのみであり)、(1)
(2)どちらに該当するのか迷う例もある)。『合類節用集』の
場合、「字彙」は編纂資料として幅広く参照される書であった
ということになる。

出典注記のあり方についても確認しておく必要がある。「字
彙」から引用された注文であっても出典が全く示されない場合
がある。出典が示されていない注文であっても「字彙」からの
引用であることが確認できる例は、(4)(5)(7)に示した例の他にも
多数に上るものと思われる⁽²⁾。また、「字彙」所引の書が出典と
して示されている場合もあった。そのよつな例は「字彙」から
の引用に関してはあまり多くないようと思われる。例えば、「釋
名」は全体で三十九箇所に出典として示されているが、(4)で示
した例以外は「字彙」所引のものを引用したとは認め難いので
ある。

これまで「字彙」からの引用について述べてきたことと先学
の報告とを考えあわせてみる。
平井氏の『遊仙窟』からの引用についての調査や柏原氏の『文
選』からの引用についての調査において、それぞれ、当時の和
刻本に一致しない語形や漢字表記によって『合類節用集』に引
用されている語があることが明らかにされている。これは(4)の
例で和刻本「釋名」の注文が『合類節用集』の注文と一致して
いる。

いなかつたことに対応する。出典注記は同一であっても、實際
に参照された書は出典として示された書を含む複数の書であり
得るわけである。旧来の節用集と比較して、独自に語や注文を
引用しているよう見える『合類節用集』ではあるが、必ずし
も全て原典から直接引用しているわけではないということにな
ろう。「文選」や「遊仙窟」の場合、それらの和刻本以外に注
釈書や仮名遣書のようなものから引用された可能性も探ってみ
る必要があろう。平井氏は「遊仙窟」の近世の版本には一致
しない語が『合類節用集』に引用されていることを指摘し、「紫
明抄」や「類字源語抄」に一致する語が見られるなどを既に述
べている。ただし、近世に版行された書を参照した可能性の方
が高いのではないか。なお、本稿では「字彙」からの引用
に限つて述べたので触れるところがなかつたが、「日本書紀」
や「八雲御抄」等の和書からの引用においても同様の問題があ
ることが確認されるのである。この点に関する調査報告は、既
に対照調査を終えている「字彙」以外の編纂資料についての報
告とともに別稿に期したい。

三 まとめ

「解題」において、「合類節用集」は「検索に便なる表記辞典
ではなく、読んで語の内容についての知識を得るために辞典」
であり、「注記、出典表示はそのためのもの」とされている。「字
彙」が編纂資料として参照されたことも、「合類節用集」のそ
のよつ性格に沿つたものと考えられる。「字彙」からの引用
によつて示された注文は当然のことながら中国の規範に基いた

ものである。『合類節用集』編纂当時の国内における文字使用の実態とはとりあえず別ものと認識しておく必要がある。中國の規範を出典を示しつつ示すような節用集がこの時期何のために編纂されたのか、また、刊行後どのように使用されたのか

という問題は今後に残された課題としておく。
出典の明示に統一的な処理がとられていないことがあることも既に述べた通りである。出典が示されていない語や注文であっても、『字彙』やその他の編纂資料からの引用である場合、また、出典が明示されていても、實際にはその書からの引用ではなく、孫引によっている場合がともにある。編纂作業の段階で方針の統一が十分に行われなかつたことが尾を引いているのかもしれない。『合類節用集』の編纂目的の中に、そのような不統一がある程度許容される余地があつたということでもあり、注目しておく必要があろう。

近世の語彙や漢字表記を扱つた研究において『合類節用集』は比較的頻繁に参考される節用集である。しかし、『合類節用集』の所収語や注文の性格についての吟味は十分でないようと思われる。『合類節用集』の編纂者は、實際にどのような書を参照し、どの部分を引用しているのか、そして、編纂の目的は何なのかというようなことが明らかになつていけば、同時代の国語資料との比較も一層意味を持つようになるであろう。

注

- (1) 上田萬年・橋本進吉『古本節用集の研究』(『東京帝國大學紀要 第二』大正五年)今、昭和四十二年再版の勉誠社版によつた。
(2) 中田祝夫・小林祥次郎『合類節用集研究並びに索引』(昭和五十四

年二月、勉誠社)

(3) 前田富祺氏執筆

(4) 柏原司郎『「合類節用集」の「多識編」引用態度』(『國語研究』49)

(5) 前田富祺『辭書との出会い—辞書をえらぶコツ・使うコツ—』(『言語』九一五、昭和六十三年三月)

(6) 平井秀文『合類節用集の「遊仙窟」訓』(『日本文學研究』16、昭和五十五年十一月)

(7) 順書としては『古今韻会』の出典注記が四箇所に見られる。

(8) 高梨信博『和漢音訛書言字考節用集』の考察—出典註の諸相とその背景—(『國語學研究』77、昭和五十七年六月)や、「解題」にこのような分類の問題についての言及がある。

(9) 注2所収影印による(底本は延宝八年刊、国会図書館鶴田文庫蔵本)、以下『合類節用集』の引用は全てこの影印による。なお、同年刊の大坂大学付属図書館懐徳堂文庫蔵本もあわせて参考した。

(10) 和刻本辭書字典集成(汲古書院)所収影印(底本は寛文十一年刊本)による。以下『字彙』の引用は全てこの影印による。

(11) 『掖齋書入倭名類聚抄』(早稻田大学蔵資料影印叢書、早稻田大学出版部)所収影印(底本は寛文七年刊の附訓本)による。附

訓本が参考されたことについては「解題」を参照のこと。

(12) 『魁本大字諸儒箋解古文真玉後集』(延宝三年刊、国会図書館蔵

本、板木屋庄兵衛版行のものと、吉田屋永右衛門版行の後印本

の二種がある。) による。

(13) 『和刻本辭書字典集成』(汲古書院) 所収影印 (底本は寛永八年刊本) による。

(14) 『臺閣海篇大成』(萬曆三十一年刊、内閣文庫蔵本) による。以下『海篇』の引用は全てこの本による。

(15) 『易林本節用集』は『節用集二種』(天理図書館善本叢書21、八木書店) 所収影印 (底本は『原刻易林本節用集』、天理図書館蔵本) による。以下『易林本節用集』の引用は全てこの影印による。

編纂者が参照した節用集は『易林本節用集』そのものと考えるよりは、当時流布していた真草二行本のいずれかの版と考へるほうが適当であろう。しかし、現段階ではこの問題について詳しく述べる準備がない。なお、『易林本節用集』以外に筆者が参照した節用集は「真草二行節用集」(内題による、題簽は「真草増補大節用集」寛文五年刊、岐阜市立図書館蔵本、国文学研究資料館のマイクロフィルム複写による) 及び「頭書増補二行節用集」(内題による、寛文十年刊京都大学蔵本) の二本である。

(16) 長沢規矩也『和刻本漢籍分類目録』(昭和五十一年十月、汲古書院) による。

(17) 『和刻本辭書字典集成』所収影印 (底本は明暦二年刊本) による。

(18) 『合類節用集』掲出の字体とは異なっているが、「海篇」には「吉音及善也」も別に収められているため、『臺閣海篇大成』の誤刻と考へて良いであろう。

(19) 「海篇」との比較で問題が残る例が一例見られる。

『海篇』^{サナケン} (『海篇』^ニ 音精又皎同月—)

晶 (音品)

兩書の音が一致しないのである。例えば、

晶 (音精光也)

海篇卷一天文門4丁才
の項を字体の類似によって誤つて引用したとも、『海篇』卷一の奇字便覧の次の部分

天人 (皎耿二音天部) 晶 (音精日部) 晶 (同上月部)

海篇卷一奇字便覧21丁ウ

から引用したとも考えられる。『海篇』諸本の精査とともに今後の課題としておく。なお、高梨信博『和漢音釈書言字考節用集』引用文献索引(『国語学研究と資料』第二号、昭和五十二年十二月) 及び、中村元「十二韻」の三本について(『中世文藝論稿』第十一号、平成元年三月) によって、『書言字考節用集』、『韻字記』に『海篇』が引用されていることを知った。他に、『武家節用集』(延宝九年刊) にも『海篇』の引用が見られる。

(20) 「無津瓊星」は本来「天津瓊星」であろう。「天」と類似した字体「无」を介して誤った回帰がなされたものと思われる。管見の『日本書紀抄』の中では「古活字」(高羽五郎、抄物小系) 所収) に

無津瓊星ハハウキホシソ彗星ノ御出有タト云モ是ソ

日本書紀抄卷二25丁才

とあるのが確認できる。ただし、『合類節用集』における『日本書紀抄』からの引用語の中には「古活字」(卷本)とは一致しないものを見られる。

(21) 雜賀めぐみ『真字百人一首』の用字と表記(『帝塚山学院大学

日本文学研究 第23号、平成四年(一月)でも、「真字百人一首」において、「字彙」が出典として示されていない箇所にも「字彙」からの引用と認められる例が存在することが示唆されている。

補注

松井利彦氏は「近世漢語辞書の成立と展開」(平成二年十一月、笠間書院)、「第一章節用集から漢語辞書へ」の「一、近世節用集の性格」において、「書言字考節用集」における「字彙」の引用箇所を提示した後、次のように述べる。

これらのほか、「惺々タ」に「ドキ」と振り仮名が付けられ、そして「字彙」心動也と注記されている。「書言字考節用集」の編者は「字彙」に「惺得ハ動ナリ」と記載しているこの漢字の意味と、その音を考え併せて疑態語表記の漢字として掲出しているのである。また、「暭」に「シヤヘル」と振り仮名が付いているのも、これには出典が記されていないけれども、「字彙」に「喋喋言貌」とあるから、おそらく、これに基づいているのであろう。

松井氏は、「書言字考節用集」の場合、「字彙」の記載によつて編纂者が新たに訓を施して掲出するという営みがあつたと想定している。しかし、「合類節用集」においてもそのような営みがあつたかどうかは判断を保留せざるを得ない。「字彙」から注文を引用している語の中で、先行の節用集等に一致する訓が確認できないものとしては次の三例がある。

店 イチグラ
肆也所 テレモノ
以置 テレバシ
貨物 ヲクモノ

合類卷—5丁才

合類卷一 38 丁ウ

文
眞
鯉
魚
（今
彙）
曰
狀
如
覆
銚
鳥
首
魚
尾
有
翼
音
如
磬
生
珠
玉
（ラ）

これらを先行の書に見当らないという消極的な理由で編纂者による付訓とするべきかどうか。

参考までに「字彙」が典出注記として示されている見出語を以下に示しておく。(左の傍訓は省略する)